

神戸市子ども会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が地域子ども会の育成と活動の促進・発展をはかり、児童の健全な育成に資するために実施する補助のための、補助の交付基準、及び実施手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「子ども会」とは、子どもたちの心身のすこやかな成長を促進するため、地域での集団活動を展開している団体で、別に定める子ども会活動基準に準拠して結成し、運営されているものをいう。

(補助対象)

第3条 この補助金は、地域における子ども会に対し、その運営等に必要な経費の一部を予算の範囲において補助するものとする。

2 用途は、ひとつの行事のみで終わらせるのではなく、年間を通じて幅広い活動に使用すること、特に指導者・育成者の研修活動や子どもの交流活動に要する経費等、子ども会活動の促進をはかるための経費に使用することが望ましい。

(補助金の種類と額)

第4条 補助金の種類は次の2種類とする

- (1) 新規結成子ども会活動補助金：5,000円と旗1組
- (2) 単位子ども会活動補助金

会員数	補助金額
10～19人	12,000円
20～29人	20,000円
30～49人	27,000円
50～99人	35,000円
100～199人	48,000円
200人以上	61,000円

(新規結成子ども会活動補助金)

第5条 新規結成子ども会活動補助を受ける子ども会は次の要件を満たしていることとする。

- (1) これまで子ども会がなかった地域に新しく結成される
- (2) 子ども会の会員数が増え分割する場合、1単位子ども会の算定対象会員数が150人を下回らない範囲で行なう。また新たな名称を付した子ども会の方を新規結成補助対象とする
- (3) 結成の要因が合併ではないこと
- (4) 解散後3年未満の地域で結成された子ども会は新規結成補助金の交付対象としない
- (5) 区長への届け出が結成日から1年以上経過している場合、新規結成補助金の交付対象としない

(単位子ども会活動補助金)

第6条 単位子ども会活動補助を受ける子ども会は次の要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 同一地域ごともしくは区子ども会連合会内に組織され、対象地域内の全児童を対象に活動すること
- (2) 補助額算定対象となる会員数10名以上の子ども会であること
補助算定対象となる会員とは次のものとする
 - ① 幼児（準会員）・・・就学前3年から就学前までの児童
 - ② 小学生
 - ③ 中学生
- (3) 子ども会を支援する、地域の住民で構成された育成組織が確立されていること
- (4) 的確な指導者や育成者によって、継続的な活動が行なわれる組織であること
- (5) 区長に単位子ども会として届け出をし、区子ども会連合会に加入していること

(6) 全国子ども会安全共済会への加入、またはそれと同等の保険（共済）制度に加入していること

(7) 前年度に単位子ども会活動補助金を受けた子ども会は、補助金を受けた年度の実績報告書を提出していること

(申請手続)

第7条 新規結成補助金を受けようとするときは、結成届（様式第1号の1）及び新規子ども会結成調書（様式第1号の2）を提出の上、単位子ども会新規結成活動補助金交付申請書（様式第2号）を提出する。

2 単位子ども会活動補助金を受けようとするときは、単位子ども会活動補助金交付申請書（様式第2号）及び当該年度の単位子ども会事業計画書（様式第4号）を提出する。

3 前各項の申請書は、区長に速やかに提出する。

(補助金の決定)

第8条 区長は、新規結成子ども会活動・単位子ども会活動（様式第2号）を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認める場合は、当該年度補助金の交付の決定通知書（様式第9号）を交付する。

(補助金の交付)

第9条 補助金交付決定通知書の交付を受けた申請者は、速やかに当該補助金に係る請求書（様式3号）を区長に提出しなければならない。

2 単位子ども会活動補助金の交付は、年度途中で結成された子ども会については、結成日がその月の14日までの場合はその月を、15日以降の場合は翌月を起算月として月割額で補助する。この場合の補助金は、月割額の10円の位を切り上げ、100円単位で行なうものとする。

(活動報告)

第10条 補助金の交付を受けた申請者は、当該年度終了後速やかに事業報告書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

ただし新規結成補助金はこの限りではない。

(子ども会の届け出義務)

第11条 補助金の交付を受けた子ども会が、次の各号の一に該当する場合には、その代表者は速やかに区長に届け出なければならない。

(1) 子ども会を解散しようとするとき（様式第1号）

(2) 代表者を変更したとき（様式第8号）

(補助金の取り消しと補助金の返還)

第12条 区長は、補助金の交付を受けた子ども会が、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金を受けた子ども会の代表者に対して、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この補助要綱に違反したとき

(2) 不正な手段で交付を受けたとき

(3) 年度途中で解散したとき

(4) その他区長が不相当と認めたとき

(調査又は報告)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、期日を定めて、子ども会の調査を行なうとともに、その運営については報告を求め、適切な指導をすることができるものとする。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から実施する

附 則

この要綱は平成19年4月1日から実施する

附 則

この要綱は平成24年4月1日から実施する

附 則

この要綱は平成27年4月1日から実施する